明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令（農林水産一〇）　一

〔告　示〕

○復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件の一部を改正する件（復興庁一）　一

○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（財務五二）　八

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（厚生労働二六、二七）　八

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（農林水産二三〇）　九

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件（同二三一）　九

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同二三二）　九

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件の一部を改正する件（同二三三）　九

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係　一〇

省令

○農林水産省令第十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項補助金等の名称の欄中「国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）」を「国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）」に、「国産農畜産物・食農連携強化対策地方公共団体事業費補助金」を「国産農畜産物・食農連携強化対策地方公共団体整備費補助金」に、「農地・水保全管理支払交付金」を「農地・水保全管理支払交付金」に、「水産物加工・流通等対策事業費補助金」を「水産物加工・流通等対策整備費補助金」に、「国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金」を「国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十五年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。